

| |
|--|
| キャリード・インタレストの経済的合理性等の判定に係るチェックシート |
|--|

(はじめにお読みください。)

- 個人であるファンドマネージャーが組合員として運用する組合事業から出資割合を超えて受け取る組合利益の分配（いわゆるキャリード・インタレスト）が組合契約に定められている場合において、当該キャリード・インタレストが分配割合に応じた構成員課税の対象となるためには、経済的合理性のある分配割合に基づき、組合事業から生じる利益の額の分配として受け取るものであることが要件とされています。
- このチェックシートは、分配割合に応じた構成員課税の要件である「経済的合理性」等の有無の判定にご活用いただくことを目的として作成しております。
「確認事項」欄の要件に該当する場合には、一般的に経済的合理性等を有していると考えられます（組合契約と実態に相違がないことを前提とします）。「確認事項」欄の要件に該当する場合には、「確認結果」欄にレ点を付けてください。
- キャリード・インタレストを申告する年分の確定申告書に、このチェックシートを添付していただきますようお願いいたします。

キャリード・インタレストを

受け取るファンドマネージャーの住所：

氏名：

組合の名称

無限責任組合員の住所又は所在地

無限責任組合員の氏名又は名称

| | | | |
|--------------|----|--|----|
| 本チェックシートの作成者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | 電話 |

| 項目 | 確認事項 | 確認のポイント | 確認結果 |
|------------------|---|--|--------------------------|
| 任意組合等に係る組合契約について | 所得税基本通達36・37共-19に定める任意組合等に係る組合契約ですか。 | ①民法第667条第1項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約、④外国における上記①～③の契約に類する契約であることが必要です。 | <input type="checkbox"/> |
| | 組合契約の締結及び組合財産の運用が各種の法令に基づいて行われていますか。 | 組合契約の締結及びその内容などがその組合契約の根拠となる各種法令に基づいて行われていることや、組合財産の運用に際して無限責任組合員が金融商品取引法に基づく投資運用業の届出等をしていることなどが必要です。 | <input type="checkbox"/> |
| | キャリード・インタレストを受け取るファンドマネージャーは、金銭等の財産を組合事業に出資していますか。 | キャリード・インタレストは、組合事業への貢献度合に鑑み、ファンドマネージャーが組合員として受け取る利益の分配であることから、その前提として、金銭等の財産をその組合に出資することにより組合員としての資格を有することが必要です。 | <input type="checkbox"/> |
| 利益の分配について | キャリード・インタレストは、組合契約上、利益の分配を定める条項に規定され、その性格が明らかにされていますか。 | キャリード・インタレストについては、組合契約において利益の分配（distribution）や配分（allocation）を規定する条項に定められていることが必要であり、キャリード・インタレストが組合員に対する組合利益の分配として配賦されることが必要です。 | <input type="checkbox"/> |
| 経済的合理性について | 組合契約に定めている分配条件は、恣意的ではないですか。例えば、以下の内容が確認できますか。 組合の組合契約はその組合の組合員全員の合意のもとに締結されたものですか。 その組合の組合員は他の組合員と利害の対立する複数の者により構成されていますか。 キャリード・インタレストに関する規定は、ファンドマネージャーとその特殊関係者のみで決定・変更することができないものですか。 | 組合契約に定める分配条件は、資金のみを提供する有限責任組合員とキャリード・インタレストを受け取るファンドマネージャーとの間で最も利害が対立する事項の一つと考えられます。 このため、恣意的な分配条件でないといえるためには、その組合の組合契約がその組合の組合員全員の合意のもとに締結されたものであり、かつ、その組合の組合員が他の組合員と利害の対立する複数の者により構成されていることが必要です。 ただし、キャリード・インタレストに関する規定について、例えば、ファンドマネージャーとその特殊関係者（※）のみで決定・変更可能であるような場合には、分配条件が恣意的でないとはいえないことに留意が必要です。 （※） 「特殊関係者」とは、原則として、組合員の親族など組合員と所得税法施行令第275条各号又は法人税法施行令第4条第1項各号に規定する特殊の関係のある個人若しくは同条第2項各号に規定する特殊の関係のある法人のことをいいます。 | <input type="checkbox"/> |
| | 組合契約の内容は国内外の一般的な商慣行に基づいていますか。 | 例えば、組合利益の分配や配分を規定する条項において、一定のハードルレートに達するまで出資割合に応じた分配を行い、これを超えた場合の利益につき、2割をファンドマネージャーに、残り8割をファンドマネージャー以外の組合員に分配するといった内容が盛り込まれている場合が多いようです。 このような内容が多く組合契約に盛り込まれていることは、一般的な商慣行であることを間接的に裏付けることになると考えられます。 | <input type="checkbox"/> |
| | ファンドマネージャーは、投資組合事業に貢献していますか。 | キャリード・インタレストは、組合事業への貢献度合に鑑み、ファンドマネージャーが組合員として受け取る利益の分配であることから、ファンドマネージャーが組合事業に貢献しているかどうかは重視されます。 例えば、ファンドマネージャーが組合事業の投資意思決定に重要な影響を及ぼす権限を有し、組合事業に係る利益を生じさせるために実際にその権限を行使している場合には、組合事業に貢献していると考えられます。 | <input type="checkbox"/> |